

令和6年第9回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年9月30日（月）午後2時00分から午後2時36分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）

局 長	小林 隆志
次 長	黒渕 浩人
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

2 番	今井 久夫
7 番	山田 和男

6. 議 事

- ・議案第31号 農地転用許可後の計画変更申請書の進達について
- ・議案第32号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・報告

7. 会議の概要

【開会 午後2時00分】

高林会長代理 みなさん、こんにちは。ただいまより令和6年第9回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はここに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお願いします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番 今井 久夫 委員、7番 山田 和男 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第31号 農地転用許可後の計画変更申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は今井地区です。事務局から説明をよろしくお願いします。

後藤主任 事務局より説明いたします。申請地の概略の位置は、国道20号線今井信号機から塩尻方面に300mほど進んだ右側にある農地です。

〔議案書を朗読〕

この案件は、令和6年4月に農地法第5条により申請され、5月17日付けで9区画の宅地分譲用地として許可済みの案件ですが、申請者より一括で事業用地（事務所・倉庫を建築予定）として購入したいとの顧客が出たため、今回事業用地として造成工事を行う計画に変更するという計画変更申請が出されたものです。土地の形状変更等は前回申請と同様であります。隣接地との境界は明確、隣接地所有者には計画変更について説明を行っており、排水計画も前回申請と同様、さらに埋蔵文化財地域にも指定されていないため、計画変更について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明があり、計画変更について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第31号は以上です。続きまして、議案第32号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は横川地区です。山田委員、よろしくお願いします。

山田委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、国道 20 号下諏訪岡谷バイパスを下諏訪方面に進み、出早信号機を左折し、すぐに T 字路を左折して 100m ほど進み右側にある農地です。次に申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲受人■■■の社員 1 名と□□の社員 2 名が立ち会いました。申請地は出早神社南側一体の農地の中で、バイパス側道から馬入れを通して入る場所です。隣接地との境は畦畔等で区切られておりますが、来月 8 日に測量をして境界を確定するとの事でした。取得後の土地利用については、街路樹の栽培を行うとのことで、周辺の環境や景観に配慮してハナモモやサルスベリ等を植え、草刈り等維持管理を踏まえながら、成長した樹木は□□で購入するとのことです。隣接する農地の所有者にはその旨を説明して了承を得ているとのことです。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山田委員から説明があり、所有権の移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1 番を決定とさせていただきます。続きまして、2 番、地区は東堀地区です。伊藤委員、よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の場所は、横河川小東橋近くの(株)キョウワから諏訪湖方面に 150m ほど進んだところに位置します。周辺は、国道側は宅地化が進んでおり、諏訪湖側は農地になっています。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲受人は、申請地が自己所有農地に接続しているので、農地として有効に利用したいとのことです。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、所有権の移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2 番を決定とさせていただきます。議案第 3 2 号は以上です。続きまして、議案第 3 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請書の進達に

つきまして上程いたします。1番、地区は中屋地区です。早出委員、よろしくお願いいたします。

早出委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を湖北トンネル方面に進み、湖北トンネル南信号機の1つ手前の交差点を下諏訪方面に350mほど進んだところの農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、施工業者の社員1名が立ち会いました。申請地は、区画整理地域内で、隣接農地との境界は確定済みです。造成については、40cmほど盛り土を行うとのことです。隣接する農地側にはブロック積みが存在しています。日照においても特に影響はないとのことです。排水計画ですが、雨水の処理は宅地内地下浸透で処理し、汚水は公共用下水道に接続するとのことです。また、申請地は目切遺跡の埋蔵文化財地域に指定されており、既に届出が済んでいるとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま早出委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです。何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は中村地区です。早出委員、よろしくお願いいたします。

早出委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を湖北トンネル方面に進み、湖北トンネル南信号機の1つ手前の交差点を十四瀬川方面に200mほど進んだところの農地です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。申請地は、多少の段差(10cm位)があるので段差の部分はスロープにして、砂利敷きで駐車場にするとのことです。他に業務で使用するフックロールを東側に設置します。雨水排水は敷地内処理をするとのことです。また、申請地は清水田遺跡の埋蔵文化財地域に指定されており、既に届出が済んでいるとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま早出委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことです。何かご異議はございませんでしょうか。

山岡委員 フックロールとはどういうものでしょうか。

早出委員 トラックの荷台部分に搭載されたアームにより自力で運ぶことができるコンテナ
のことで、今回、駐車場敷地内に設置する場所を確保したいということです。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、
地区は横川地区です。山田委員、よろしくお願いします。

山田委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、国道20号出早口信号機から横川公会堂
方面に進み、下の辻交差点を右折、V字路を下諏訪方面に300mほど進んだところ
にある農地です。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、
申請代理人が立ち会いました。申請地の南側は農地、北側は市道に接しており、境
界はコンクリート柱及びプラスチック杭等で明確になっていました。当該土地は
北側道路より低いため、入り口をなだらかなスロープにして駐車スペースを作り、
敷地の中央あたりに建物を建て、南側は遊具を置くスペースと家庭菜園にするとの
ことです。排水計画については、汚水は公共用下水道、雨水は敷地内で浸透処理を
行うとのことでした。隣接地所有者には境界立会の際に説明をして了承を得てい
るということです。また、申請地は埋蔵文化財地域に指定されていません。以上、農地
転用について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお
願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま山田委員から説明があり、農地転用について
特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。議案第33号は以上
です。続きまして、報告について、事務局から説明をお願いします。

後藤主任 事務局から説明させていただきます。報告1件で、農地法第18条第6項の規定
により、農地賃貸借契約の合意解約の通知書が提出されましたので報告します。地

区は中村地区、賃借人の規模縮小による合意解約ということで届け出が提出されました。以上です。

議長 ありがとうございました。以上をもちまして、日程４の議事は終了いたします。

議長 以上をもちまして、令和６年第９回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後２時３６分】

令和６年９月３０日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 今 井 久 夫

氏 名 山 田 和 男